

地方公務員共済組合が情報提供を行う
年金関係情報の取扱いについての留意事項

【年金関係情報提供マニュアル】

平成 31 年 6 月向けデータ標準レイアウト版

平成 3 1 年 3 月

総務省自治行政局公務員部福利課

地方職員共済組合

地方職員共済組合団体共済部

公立学校共済組合

警察共済組合

東京都職員共済組合

全国市町村職員共済組合連合会

地方公務員共済組合連合会

目次

第1章	はじめに	1
第1節	本留意事項の目的	1
第2節	本留意事項の構成	2
第2章	地方公務員共済組合による年金関係情報の情報提供	3
第1節	スケジュール	3
第2節	共済組合が情報提供を行う事務手続	3
第3節	年金関係情報についての総論的な説明	10
第1	年金給付情報（地共済関連）	10
1	年金の種類	10
2	複数の年金の受給	12
3	データ項目の構造	12
第3章	地方公務員共済組合が提供する年金関係情報のデータ	15
第1節	データ項目	15
第1	年金給付情報（地共済関連）	15
1	受給年金制度情報	15
2	年金の種類（年金コード）	15
3	年金決定年月日	16
4	受給権発生年月日	16
5	受給権失権年月日	16
6	年金支給停止理由コード	16
7	年金支給停止開始年月	16
8	年金差止年月日	17
9	年金基本額情報	17
10	年金支払情報	18
11	有期固定年数	20
12	再認定年度	20
13	失権理由コード	21
14	障害等級コード	21
15	障害年金決定原因コード	21
16	障害傷病名コード	23
17	障害診断書コード	23
第2節	副本登録のルール	24
第1	年金給付情報（地共済関連）	24
第3節	各照会条件における情報提供の方法等	26

第1	年金給付情報（地共済関連）の照会	26
1	デフォルト（既定）の照会	26
2	時点指定の照会	27
3	範囲指定の照会	28
第4章	年金関係情報に係るデータに応じた実践的な確認方法	30
第1節	年金給付情報（地共済関連）を照会した場合	30
第1	年金の受給権や基本額を知りたい場合	31
第2	年金の支払額を知りたい場合	33
第2節	地方公務員共済組合が送付している書類に記載された内容と同様の内容を 確認したい場合	37
第1	年金証書と同様の内容を知りたい場合	38
第2	年金決定通知書と同様の内容を知りたい場合	40
第3	年金額改定通知書と同様の内容を知りたい場合	42
第4	年金支払通知書と同様の内容を知りたい場合	43
第3節	地方公務員共済組合へ公用照会を行った際の回答様式に記載された内容 と同様の内容を確認したい場合	45
第1	生活保護法関係の場合	46
第2	精神保健福祉法関係の場合	48
第3	児童扶養手当法関係の場合	50
別添1	年金コード一覧表	52
別添2	停止事由コード一覧表	53
別添3	失権理由コード一覧表	55
別添4	障害等級コード一覧表	56
別添5	障害傷病名コード一覧表	57
別添6	障害診断書コード一覧表	58
別添7	有期固定年数コード一覧表	59

第1章 はじめに

第1節 本留意事項の目的

本留意事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第7号の規定に基づく特定個人情報の提供の求め（以下「情報照会」という。）に対して、地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）が番号法第22条第1項の規定に基づき情報提供することとされている特定個人情報（以下「年金関係情報」という。）について、その取扱い方法等をお示しすることにより、共済組合に対して情報照会を行う者（以下「情報照会者」という。）が、情報提供を受けた年金関係情報を円滑に活用することが出来るようにすることを目的としています。

共済組合は、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「日本年金機構等」という。）と比べて次の特徴があります。

1 中間サーバーの構成

共済組合は、次の6つの実施機関が各々の中間サーバーから情報提供を行います。

- ・地方職員共済組合（道府県の職員）
- ・地方職員共済組合団体共済部（地方団体関係団体の職員）
- ・公立学校共済組合（公立学校の職員、都道府県の教育委員会、その所属教育機関の職員）
- ・警察共済組合（都道府県警察の職員、警察庁の所属職員、地方警務官）
- ・東京都職員共済組合（都・特別区の職員）
- ・全国市町村職員共済組合連合会（市町村の職員）

このため、共済組合が年金を支給しているかを確認する際には、上述の6つの実施機関全てに情報照会を行い、確認することとなります。

なお、地方公務員共済組合連合会は集約機関として位置づけられています。

2 複数の共済組合から年金を受給している場合

前記1のとおり、実施機関としての共済組合は6つ存在するところですが、これら複数の共済組合から年金の支払いを受けている場合があります。

例えば、神奈川県庁の職員（地方職員共済組合の組合員）として定年まで勤務し、地方職員共済組合から老齢厚生年金が支給されている者について、その配偶者が公立学校の職員（公立学校共済組合の組合員）として勤務中に死亡した場合、当該老齢厚生年金が支給されている者が遺族認定され、公立学校共済組合から遺族厚生年金が支給される場合などが考えられます。

3 原票移管について

共済組合の間では、原票移管制度が存在します。

例えば、千葉県庁の職員（地方職員共済組合の組合員）として定年まで勤務し、地方職員共済組合から老齢厚生年金を受給している者が、東京都江東区の職員（東京都職員共済組合の組合員）となった場合、地方職員共済組合から東京都職員共済組合へ組合員原票の移管が行われ、年金の支払いも東京都職員共済組合が行うこととなります。

ただし、原票移管前の支払記録は、地方職員共済組合で管理し、原票移管後からの支払記録は東京都職員共済組合で管理します。

また、国家公務員共済組合（年金の支払いは国家公務員共済組合連合会）と地方公務員共済組合の間でも、東京都江東区の職員（東京都職員共済組合の組合員）である者が国家公務員となった場合、年金の支払いは国家公務員共済組合連合会から行われることとなり、原票移管前の支払記録は、東京都職員共済組合で管理し、原票移管後からの支払記録は国家公務員共済組合連合会で管理します。

第2節 本留意事項の構成

本留意事項は、公的年金に係る特定個人情報のうち、共済組合が番号法第22条第1項の規定に基づく情報提供を行う者（以下「情報提供者」という。）として情報提供を行う特定個人情報を対象としています。公的年金に係る特定個人情報については、共済組合以外に日本年金機構等が情報提供者となる特定個人情報がありますが、当該特定個人情報については、本留意事項の対象としておりません。本留意事項の構成は、以下のとおりです。

第2章 地方公務員共済組合による年金関係情報の情報提供	共済組合が情報提供を行う今後のスケジュールを記載します。 また、共済組合が情報提供を行う事務手続について説明を行うとともに、共済組合が情報提供を行う年金関係情報について総論的な説明を行います。
第3章 地方公務員共済組合が提供する特定個人情報に係るデータ	共済組合が情報提供を行う特定個人情報に係るデータについて、データ項目や共済組合における副本登録のルールについて説明を行います。 また、照会条件を「デフォルト（既定）」「時点指定」「範囲指定」とした場合において、それぞれ共済組合からどのようにデータの提供がされるかについて説明を行います。
第4章 年金関係情報に係るデータに応じた実践的な確認方法	共済組合に対して情報照会を行う年金関係情報に係るデータに応じた実践的な情報照会結果の確認方法について、説明を行います。 一般的に年金給付関係情報を照会する場合のほか、年金証書など共済組合が年金の受給者等に対して送付している各種書類の記載事項と同様の内容を照会する場合、共済組合が公用照会を受けた際の各種回答様式と同様の内容を照会する場合の確認方法について、説明を行います。

第2章 地方公務員共済組合による年金関係情報の情報提供

第1節 スケジュール

情報連携の開始に向けたスケジュールについては、「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールについて」（平成31年1月16日付事務連絡）により示されました。現時点の想定として、地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会については、平成31年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定とされています。

なお、情報連携の具体的な開始日時、対象手続等については、別途連絡をする予定です。

第2節 共済組合が情報提供を行う事務手続

共済組合が情報提供を行う事務手続は、平成31年6月向けのデータ標準レイアウトの事務手続件数として、合計73手続存在します。

共済組合が情報提供を行う事務手続が存在するデータ標準レイアウトの特定個人情報番号は、49番、52番、53番、54番、64番及び85番であり、6種類存在します。

特定個人情報番号、特定個人情報名、照会事務の事務名及び担当課室並びに事務手続の管理番号及び事務手続名は、次の表のとおりです。

共済組合が情報提供を行う事務手続一覧

(凡例)

特定個人情報番号

特定個人情報名	
照会事務の事務名	照会事務の担当課室
事務手続の管理番号	事務手続名

49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	
	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
37-10	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	

37-25	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
37-44	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）

52 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課・精神・障害保健課
84-174	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
84-186	自立支援医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
84-187	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
84-188	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省健康局難病対策課
98-47	特定医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
98-53	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	

53 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令で定めるもの		総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室
54-2	休業補償の請求に係る事実についての審査	
54-6	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請の審査	
54-8	傷病補償年金の支給の決定に係る申請の審査	
54-10	療養の現状等に関する報告の審査	
54-12	年金たる補償の受給権者の定期報告の審査	
54-14	年金たる補償の受給権者の届出の審査	
54-17	障害補償年金の請求に係る事実についての審査	
54-18	遺族補償年金の請求に係る事実についての審査	

54-19	年金たる補償の各支払期月の支払いに関する事務	
独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの		文部科学省高等教育局学生・留学生課
81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室
92-10	職業訓練受講給付金の支給（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	

54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部企画課
47-39	福祉手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	

64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	
健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省保険局保健課
2-428	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
2-431	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
2-434	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
2-437	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の併給調整（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
2-440	日雇特例被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
2-443	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
2-446	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	

2-449	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
2-452	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
2-455	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
2-458	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省保険局保険課
4-253	船員保険法(昭和14年法律第73号)による年金である給付(障害年金、障害手当金)の支給決定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
4-257	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定(遺族年金)(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
4-261	遺族年金の後順位者への支給決定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
4-273	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
4-276	船員保険法による療養の給付の受給等(傷病手当金の支給決定)(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
4-279	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
4-268	船員保険法による療養の給付の受給等(休業手当金)の支給決定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
4-282	被扶養者に係る確認(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
14-37	精神障害者保健福祉手帳の交付(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
14-40	精神障害者保健福祉手帳の更新(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	

	合会への照会)	
14-43	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省社会・援護局保護課
15-135	生活保護の実施(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
15-140	生活保護の申請に係る事実についての審査(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
15-145	職権による生活保護の開始若しくは変更(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
15-150	生活保護の停止若しくは廃止(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
15-169	保護に要する費用の返還(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
15-182	徴収金の徴収(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
22-547	被扶養者の認定の確認(日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	
22-548	傷病手当金の支給決定(日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	
国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		財務省主計局給与共済課
28-131	被扶養者の認定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	
28-135	組合員被扶養者証の検認又は更新(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	
28-139	傷病手当金の支給決定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		総務省自治行政局公務員部福利課
39-310	被扶養者の認定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	
39-314	組合員被扶養者証の検認又は更新(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	
39-318	傷病手当金の支給決定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省老健局高齢者支援課
41-16	措置に要する費用の徴収（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部企画課
46-8	特別児童扶養手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
46-33	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部企画課
47-75	特別障害者手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
47-79	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
47-70	障害児福祉手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省保険局高齢者医療課
59-141	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		財務省主計局 給与共済課 厚労省年金局 企業年金・個人年金課
67-5	旧適用法人共済組合（JR, JT, NTT）に係る給付を行う際の確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省老健局介護保険計画課、振興課
68-257	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	

	員共済組合連合会への照会)
68-260	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
68-263	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
68-266	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）

85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省健康局難病対策課/障害保健福祉部障害福祉課
	7-153	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	7-159	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	7-174	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
	8-101	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）

※ 特定個人情報 85 番は、「特定個人情報 85 番の情報連携に関する取扱いについて」（平成 30 年 5 月 17 日付事務連絡）に示されているとおり、平成 32 年 7 月又は年金関係の情報連携開始日のいずれか遅い日までは情報連携は行わないことになりました。

第3節 年金関係情報についての総論的な説明

第2節に記載した特定個人情報番号の種類ごとに、共済組合が情報提供を行う年金関係情報のデータ項目はそれぞれ別個に定められています。また、照会事務の事務手続の管理番号ごとに取得できるデータ項目もそれぞれ別個に定められています（詳しくは、特定個人情報番号の種類ごとのデータ標準レイアウトを参照。）。

データ項目等の詳細な説明は第3章で行いますが、共済組合から情報提供する年金関係情報のデータ項目は、「年金給付情報」のみとなっています。本節では、情報照会者が年金関係情報を照会するに当たり、理解していただきたい基礎的な事柄について説明します。

第1 年金給付情報（地共済関連）

1 年金の種類

共済組合が情報提供を行う年金給付情報は、年金の種類ごとに提供されることとなっています。共済組合から情報提供を行う年金の種類は、データ標準レイアウトのデータ項目上の分類で、全11種類あります。その中で代表的な受給者数が多い年金の種類は以下のとおりです。

年金の種類 のデータ項目上の分類	年金コード	年金の説明
新法老齢厚生年金情報	1130～1139	<p>厚生年金保険の被保険者たる地方公務員の期間があつて、65歳以上であり、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上である方には、老齢厚生年金が支給されます。</p> <p>ただし、65歳未満であっても、○60歳以上であること、○保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること、○厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることにより受給資格を満たしている方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給される場合があります。</p>
新法障害厚生年金情報	1330～1339	<p>障害厚生年金は、病気やケガによって障害状態となり生活や仕事などが制限されるようになった場合に、年齢の若い方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>病気やケガで初めて医師の診療を受けたとき（初診日）に厚生年金保険の被保険者たる地方公務員であった場合は「障害厚生年金」が請求できます。</p> <p>また、障害厚生年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。</p>

新法遺族厚生年金情報	1430～1439	<p>遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者たる地方公務員または地方公務員であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。</p> <p>被保険者であった方が亡くなられた場合は、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年以上あることが必要です。</p> <p>遺族厚生年金を受けるためには、亡くなられた方の保険料の納付状況、遺族厚生年金を受ける方の年齢・優先順位などの要件があります。</p>
退職共済年金情報	1170～1179	<p>次の3つの年金のいずれかの年金情報となります。</p> <p>○退職共済年金（経過的職域加算額）</p> <p>平成27年10月1日（以下「施行日」という。）前の地方公務員であった期間（以下「旧地共済期間」という。）を有する方について、平成27年10月以降受給要件を満たした場合、老齢厚生年金とあわせて支給される年金（従来の職域加算額にあたる年金額）です。</p> <p>○退職共済年金</p> <p>施行日前に受給権が発生した改正前地方公務員等共済組合法による退職共済年金です。</p> <p>○特別支給の退職共済年金</p> <p>施行日前に60歳以上65歳未満の者が受給要件を満たした場合に決定される改正前地方公務員等共済組合法による特別支給の退職共済年金です。</p>
障害共済年金情報	1370～1379	<p>次の2つの年金のいずれかの年金情報となります。</p> <p>○障害共済年金（経過的職域加算額）</p> <p>旧地共済期間を有する方について、平成27年10月以降受給要件を満たした場合、障害厚生年金とあわせて支給される年金（従来の職域加算額にあたる年金額）です。</p> <p>○障害共済年金</p> <p>施行日前に受給権が発生した改正前地方公務員等共済組合法による障害共済年金です。</p>
遺族共済年金情報	1470～1479	<p>次の2つの年金のいずれかの年金情報となります。</p> <p>○遺族共済年金（経過的職域加算額）</p> <p>旧地共済期間を有する方が亡くなったときに、平成27年10月以降受給要件を満たした場合、遺族厚生年金とあわせて支給される年金（従来の職域加算額にあたる年金額）です。</p> <p>○遺族共済年金</p> <p>施行日前に受給権が発生した改正前地方公務員等共済組合法による遺族共済年金です。</p>

上記に記載されていない年金を含めた全ての年金の種類については、年金コード一覧表（別添1）において、データ項目上の分類に即して整理していますので、そちらをご参照ください。

2 複数の年金の受給

共済組合から情報提供を行う年金の種類は、データ標準レイアウトのデータ項目上の分類で、全 11 種類（データ標準レイアウトの特定個人情報番号 64 番の場合）ありますが、これらの年金について 1 人の者が複数の年金を受給している場合があります。

例えば、平成 27 年 10 月 1 日以後に老齢厚生年金の受給権が発生した方が旧地共済期間を有していた場合は、老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）の 2 つの年金を基本的には同時に受給します。

こうした複数の年金を受給している場合において、年金の総支給額等を確認するときは、それぞれの年金ごとの支給額等を全て併せて確認することが必要です。

3 データ項目の構造

データ項目は、大項目（年金の種類）、中項目（年金基本情報）、小項目、細項目の 4 層構造になっており、データ標準レイアウトのデータ項目上の年金の種類ごとに約 20～30 設定されています。

以下では、小項目・細項目の一般的な構造と、当該項目を確認するに当たっての留意点を示します。ここでは構造を理解いただき、データ項目の詳細な説明は第 3 章で行いますので、詳しくはそちらをご確認下さい。

小項目	細項目	留意点
受給年金制度情報	—	年金制度上の分類を確認できます。
年金の種類（年金コード）	—	年金の種類を確認できます。
年金決定年月日	—	共済組合において年金の裁定処理（決定処理）を行った年月日を西暦で表示します。
受給権発生年月日	—	受給権が発生した年月日を西暦で表示します。
受給権失権年月日	—	受給権を失権した年月日を西暦で表示します。

年金支給停止理由コード (その1～3)	—	<p>複数の年金の受給権がある方が、受給する年金を選択したときに選択しなかった年金の支給が停止されたり、障害年金の受給者の方が障害不該当の状態となったとき等に年金の支給が停止されたりすることがあります。</p> <p>年金支給停止理由コードでは、年金の支給が停止されている場合にその理由を表示します。支給停止に関する理由が同時に複数ある場合は、最大3つまで表示します。なお、停止がない場合は「00：停止なし」と表示します。</p> <p>「06」：受給者の所在不明による遺族年金停止 「10」：共済資格取得 「11」：障害不該当 他</p> <p>※照会結果画面では、コード値及びコード名称が表示されます。年金支給停止事由コード一覧表（別添2）を参考にしてください。</p>
年金支給停止開始年月 (その1～3)	—	<p>年金支給停止理由ごとに年金の支給停止が開始された年月を西暦で表示します。</p> <p>支給停止に関する情報が複数ある場合は、最大3つまで表示します。</p>
年金差止年月日	—	年金の差止があった場合に、その年月日を確認できます。
年金基本額情報	年金支給開始年月日、年金支給停止額情報、年金支給額情報	受給者がその年月において受給権を持つ年金額（年額）が確認できます。年金額（年額）の改定があった場合の新しい額での支給開始日及び支給額・支給停止額（年額）が確認できます。
年金支払情報	年金支払年月日、年金支払額情報、所得税額情報、介護保険料額情報、国民健康保険料額情報、後期高齢者医療保険料額情報、住民税額情報	<p>直近の年金の支払額が確認できます。年金の支払いは偶数月に前2か月分の支払いを行うのが原則ですが、その支払日のほか、具体的な支払額を確認できます。</p> <p>※年金支払額は、各種控除（所得税額、介護保険料額等）を加味した後の額となっており、控除前の支払総額を確認したい場合には、こうした控除額を加算する必要があります。</p>

※ 障害年金の場合には、有期固定年数、再認定年度、障害等級コード、障害傷病名コードといったデータ項目が中項目に存在しているなど、年金の種類ごとにデータ項目が一部異なっているものがあります。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認ください。

※ 「業務的事由」について

「業務的事由」と表示される主なケースは次の2種類です。

①情報照会を行った対象者において業務上の必然的事由により当該データが空である場合

(例：受給権が失権していない人物に対する照会において、受給権失権年月日が空白である場合等)

②地方公務員共済組合の事情によりデータが空である場合
留意事項では、②のケースのみ記載します。

第3章 地方公務員共済組合が提供する年金関係情報のデータ

第1節 データ項目

第1 年金給付情報（地共済関連）

年金給付情報では、年金の支給状況を確認することができます。

大項目（年金の種類）、中項目（年金基本情報）、小項目、細項目の4層構造になっており、データ標準レイアウトのデータ項目上の年金の種類（大項目）ごとに中項目・小項目・細項目が約20～30設定されています。

ここでは、中項目（年金基本情報）ごとに設定されている約30のデータ項目について、小項目ごとに説明します。

1 受給年金制度情報

次の表示により、年金制度上の分類を把握できます。

- ・厚生年金
- ・特別支給の老齢厚生年金
- ・共済年金
- ・特別支給の退職共済年金
- ・職域加算部分の経過措置
- ・65条年金（厚生年金）

2 年金の種類（年金コード）

年金の種類（年金コード）では4桁の半角数字により、年金の種類を表します。上2桁は年金種別を表し、下2桁は区分を表示しています。

（例）新法老齢厚生年金の場合 ⇒ 『1130』 と表示します。

<上2桁> 「11」：老齢厚生年金 <下2桁目> 「3」：新法厚年（第3号厚年）

<下1桁目> 通常は「0」を表示します。

年金決定取消→再決定等により同一年金の2度目以降の年金決定の場合は1以上の数字を表示します。

年金コードごとの年金種別の確認は、年金コード一覧表（別添1）をご確認ください。

※照会結果画面では、コード値及びコード名称が表示されます。

3 年金決定年月日

年金の裁定（決定）処理を行った年月日を西暦で表示します。

4 受給権発生年月日

年金の受給権が発生した年月日を西暦で表示します。

老齢年金の場合は受給開始年齢の到達日、障害年金の場合は障害認定日等、遺族年金の場合は被保険者等の死亡日となります。

年金の支給は、受給権発生年月日の属する月の翌月分から開始されます。

5 受給権失権年月日

年金の受給権を失権した年月日を西暦で表示します。

受給者が死亡した日等となります。

年金の支給は、受給権失権年月日の属する当月分までとなります（日割り計算等はいりません。）。

6 年金支給停止理由コード

複数の年金の受給権がある方が、受給する年金を選択したときに選択しなかった年金の支給が停止されたり、障害年金の受給者の方が障害不該当の状態となったとき等に年金の支給が停止されたりすることがあります。

年金支給停止理由コードでは、年金の支給が停止されている場合にその理由を表示します。支給停止に関する理由が同時に複数ある場合は、最大3つまで表示します。なお、停止がない場合は「00：停止なし」と表示します。

※照会結果画面では、コード値及びコード名称が表示されます。年金支給停止事由コード一覧表（別添2）を参考にしてください。

7 年金支給停止開始年月

年金支給停止理由コードごとに年金の支給停止が開始された年月を西暦で表示します。

支給停止に関する情報が複数ある場合は、最大3つまで表示します。

なお、支給停止が解除されたときは、年金支給停止開始年月が空白になります。

8 年金差止年月日

年金の差止があったときに、差し止められた年月日を西暦で表示します。年金の差止は、年金受給者の方の現況確認ができないとき（所在不明のとき等）や、ご家族から行方不明である旨の報告が行われたとき等に、一時的に年金の支払いを止めるものです。差止後に現況確認ができた場合は、差止を解除して年金を遡ってまとめてお支払いすることがあります。

9 年金基本額情報

年金基本額情報では、年金受給者が受給権を有している又は有していた年金の支給額・支給停止額が確認できます。年金基本額は年額として表示がなされますが、年金基本額の改定事由が発生した場合、年金基本額は月単位で随時改定が行われるため、照会日時時点の年金基本額が1年間の年金支給額と一致するとは限りません。年金基本額の改定（変更決定）が行われた場合^{※1}は、改定が行われた翌月以降の月の分から年金額が変更されます。年金額が変更された最初の月は、「年金支給開始年月日」（決定・改定後の年金額で支給が開始される年月の1日を表示）を確認することで可能となります。月当たりの年金額を算定する必要がある場合は、その当該月に受給権を有している年金基本額を12で割った金額が1か月分の年金基本額となります。

年金基本額情報を範囲指定で情報照会した場合、照会対象期間において決定している年金基本額が全て確認でき、年金基本額の改定が行われる度に更新されているため、照会対象期間中に複数の年金基本額情報がある場合は、繰り返し表示されます。共済組合からは最大5年の範囲で遡って情報提供することが可能となっています（加給年金額や寡婦加算額等の内訳は確認できませんのでご承知おきください。）。

なお、上記の「年金支給開始年月日」が照会対象期間の範囲内に存在しない場合、照会対象期間中に年金の支払いが行われているとしても、当該年金支払情報に係る年金基本額情報を確認することができない場合があります。このようなことがないよう、賃金・物価変動率等による年金額の改定（条件に該当した場合はマクロ経済スライド^{※2}による調整が行われる。）が必ず行われる毎年4月時点を含めた期間を照会対象期間として照会していただくことが必要となる場合があります。

（例：平成29年1月1日～平成29年12月31日の範囲指定で照会をした場合においても、平成28年4月から平成29年3月までの間に年金額の改定が行われていないときは、平成29年4月の改定以降の年金基本額しか確認できず、平成29年1月から3月までの年金基本額を正確に把握することができません。この場合は、前年の平成28年4月時点を含めた期間を照会対象期間として照会していただくことが必要です。）

※1 年金額の決定及び改定は、年金の新規裁定（決定）のほか、主に以下のような原因で行われます。

- ・ 加給年金額や加算額の支給開始・終了による改定
- ・ 障害年金の障害等級変更による改定
- ・ 老齢厚生年金の受給者が同時に厚生年金被保険者である場合は、報酬に応じて年金額が一定額停止される場合があります（在職老齢年金による調整額の変動）、退職したときには当該厚生年金被保険者であった期間の標準報酬月額等に応じた年金額が上乘せ改定される。

※2 マクロ経済スライド

マクロ経済スライドとは、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みで、2004年から導入されました（それまでは物価スライド制）。賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、結果として、年金額の改定を行われないこととなります。賃金や物価の伸びがマイナスの場合はマクロ経済スライドによる調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることとなります。毎年4月分の年金から見直しを行いますので、結果として年金額の改定が行われない場合でも、年金基本額情報の提供データを作成します。

細項目名	項目説明
年金支給開始年月日	年金額の決定又は改定事由が発生した日の翌月1日の日付※を西暦で表示します。決定又は改定された年金額は、年金支給開始年月日の属する月分から支払いが開始されます。 ※毎年度の賃金・物価変動率等による年金額の改定等の場合は、原則4月1日を西暦で表示し、4月分から改定後の金額で支払いが開始されます。
年金支給停止額情報	年金の支給停止額（年額）を表示します。年金の支給停止は、老齢厚生年金の受給者が同時に厚生年金被保険者である場合に、報酬に応じて年金額が一定額停止される場合や、老齢年金・遺族年金など複数種類の年金の受給権を有する者の選択により支給停止が行われる場合などがあります。
年金支給額情報	年金の支給額（年額）を表示します。年金の支給停止が行われている場合は、年金基本額から支給停止額を差し引いた後の金額を表示します。このため、支給停止前の年金基本額の総額を知りたいときは、年金支給額と年金支給停止額を足し合わせる必要があります。

※配偶者や子に対する加給年金の額は、年金支給停止額情報又は年金支給額情報の内数となります。ただし、内訳の表示がされませんのでご注意ください。

10 年金支払情報

年金支払情報では、実際に年金受給者に支払われた年金額の情報を確認することができます。年金は、受給権発生日の属する月の翌月分から支給され、年6回に分けて、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の15日（土日祝の場合は、直前の平日）にそれぞれの支払月の前月分までの支払いを行っています（一般的な例として、6月15日に4月・5月分の年金の支払いが行われることとなります。）。

なお、新規裁定者（初めて年金の支払いを受ける方）や遡及の年金額改定による差額支給分などについては、この定期支払月以外の月にも随時に支払いを行っており、そのような場合は、支払月の前2か月分を超えた遡及分の支払いが一括で行われることがあります。公立学校共済組合においては、遡及改定により支払いが発生した場合、週次で支払分を送金していることから、送金日が偶数月の15日ではない場合もあります。

年金の支払いにおいて、各支払期日に支払われる額に1円未満の端数が生じる場合の端数処理については、関係法令で詳細に定められています。平成27年10月からは、各支払期日に支払われる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を毎年2月期（2月15日）の支払額に加算して支払いを行っています。ただし、2月期前に受給者が死亡した場合や支給停止により2月期に支払う額がないときは、端数の加算は行いません。

年金支払情報は支払いが行われる度に更新されるため、範囲指定で情報照会をした場合、照会対象期間中に複数の年金支払情報がある場合は、照会結果として複数の年金支払情報が繰り返し表示されます。共済組合からは最大5年の範囲で遡って情報提供することが可能となっています（公立学校共済組合を除く。）。

なお、公立学校共済組合の場合は、最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能となっています。

年金基本額情報では、年金受給者が受給権を有している又は有していた年金の支給額・支給停止額の情報が確認できましたが、年金支払情報では、支払各期において実際に銀行振込等による支払処理が行われた金額を確認することができます。

なお、遡及改定が行われ1支給期に複数支給期分の年金が一括で支払われた場合、日本年金機構の年金支払情報は、振込額総額を年金支払情報として提供するのに対し、共済組合（公立学校共済組合を除く。）は各支給期に本来支払われるべきであった金額を、各支給期に割り振って年金支払情報として提供します。

年金支払額は、定期支払期の場合、通常は年金支給額（年額）を月額に割った金額（1/12）の2か月分の金額から、個人住民税などの特別徴収が行われる額を差し引いた後の金額となっています。各細項目の内容については、以下のとおりです。

細項目名	項目説明
年金支払年月日	年金の支払いが行われた年月日を西暦で表示します。
年金支払額情報	<p>個人住民税等の特別徴収が行われる額を差し引いた後の実際に受給者に支払った支払額を表示します。ただし、過去に遡って年金額の改定等が行われた場合、本来各支給期に支払われるべきであった額を各支給期に割り振って表示します（公立学校共済組合を除く。）。</p> <p>（公立学校共済組合）</p> <p>個人住民税等の特別徴収が行われる額を差し引いた後の実際に受給者に支払った支払額を表示します。なお、過去に遡って年金額の改定等が行われた場合、振込額総額を表示します。</p> <p>また、支払額のマイナス標記の額は、以下の①又は②を表します。</p> <p>①支払日前に死亡等が確認されたことにより支払予定額（特別徴収した額を含む。）を取り消した額</p> <p>②口座解約、口座番号相違等の理由により金融機関から当組合に返金となった額（当初の支払額を相殺するためのデータであることから、マイナス標記としている。）</p>
所得税額情報	<p>老齢年金の支払いにおいて源泉徴収された所得税額を表示します。</p> <p>所得税は、老齢年金の支給額が年額158万円（65歳未満の方は108万円）以上で、年金支給額が所得税法上の各種控除額の合計額を上回る場合に源泉徴収されます。</p> <p>（公立学校共済組合）</p> <p>支払いにおいて源泉徴収された所得税額を表示します。</p> <p>所得税額のマイナスの額は、税金の還付を表します。</p>

介護保険料額情報	年金の支払いにおいて特別徴収された介護保険料額を表示します。 介護保険料は、市区町村に住所を有する 65 歳以上の方で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間 18 万円以上受給している方が特別徴収の対象者となります。
国民健康保険料額情報	年金の支払いにおいて特別徴収された国民健康保険料（税）額を表示します。 国民健康保険料（税）は、市区町村に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の方（後期高齢者医療の被保険者である方を除く。）で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間 18 万円以上受給している方が特別徴収の対象者となります。ただし、介護保険料と国民健康保険料（税）の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超える場合は、国民健康保険料（税）の特別徴収は行いません。
後期高齢者医療保険料額情報	年金の支払いにおいて特別徴収された後期高齢者医療制度の保険料額を表示します。 後期高齢者医療保険制度の保険料は、市区町村に住所を有する 75 歳以上の方（65 歳以上 75 歳未満で障害状態にある方を含む。）で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間 18 万円以上受給している方が特別徴収の対象者となります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険制度の保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超える場合は、後期高齢者医療保険制度の保険料の特別徴収は行いません。
住民税額情報	年金の支払いにおいて特別徴収された個人住民税額を表示します。 個人住民税は、市区町村に住所を有する 65 歳以上の方で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金を年間 18 万円以上受給している方が特別徴収の対象者となります。

※ 年金支払額が振込不能となっている場合でも、支払われるべき金額が表示されていますので、ご留意下さい。

11 有期固定年数

障害年金の受給権者は、定期的に診断書等を提出し、障害年金の受給資格についての再認定を受ける必要があり、診断書を提出するサイクルとなる有期認定の年数について、確認することができます。（公立学校共済組合を除く。）

※ 照会結果画面では、コード値が表示されます。有期固定年数コード一覧表（別添 7）を参考にしてください。

<公立学校共済組合>

当該項目は保有していない情報のため、「業務的事由」が表示されます。

12 再認定年度

次回の認定年度情報について、確認することができます。

ただし、次の事例に該当する場合は、正しい認定年度情報が提供できないことがあります。（公立学

校共済組合を除く。)

- ①併給調整及び申し出による支給停止等、年金額が全額支給停止となっている場合
次回再認定年度ではなく直近の認定年度が表示されます（過去日付となります。）。
- ②障害の症状が永久固定で再認定不要の場合（「有期固定年数」が「0」表示）
「業務的事由」と表示される。
- ③指定日までに再認定に係る診断書が提出されず古い情報を保有したまま再認定を行っていない場合
次回再認定年度ではなく直近の認定年度が表示されます（過去日付となります。）。
- ④有期固定から非該当になった者
次回再認定年度ではなく直近の認定年度が表示されます（過去日付となります。）。

<公立学校共済組合>

「業務的事由」が表示されますが、再認定年は管理しておりますので、必要な場合は公立学校共済組合へお問い合わせください。

13 失権理由コード

障害年金又は遺族年金の受給権者の失権理由について、確認することができます。

※ 照会結果画面では、コード値及びコード名称が表示されます。失権理由コード別の内容については、失権理由コード一覧表（別添3）を参照してください。

14 障害等級コード

障害年金の受給権者の障害の程度を表す障害等級について、法令に規定された障害等級を確認することができます。

※ 照会結果画面では、コード値及びコード名称が表示されます。障害等級コード別の内容については、障害等級コード一覧表（別添4）を参照してください。

15 障害年金決定原因コード

障害年金の受給権者が、障害認定日においてどのような障害の状態で認定が行われたかについて、法令に規定された障害年金の認定の原因を確認することができます。旧法共済年金については、「業務的事由」と表示されます。

国民年金法施行令第4条の6で定める別表<新法障害厚生年金・障害共済年金（1・2級）の場合>

障害の程度	障害年金決定原因コード（障害の状態）
1級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

	<p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

厚生年金保険法施行令第3条の8で定める別表第1〈新法障害厚生年金（3級）の場合〉

障害の程度	障害の状態（障害年金決定原因コード）
3 級	<p>1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p>

7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したものの
10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の十趾の用を廃したものの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

16 障害傷病名コード

障害年金の受給権者が、障害認定日においてどのような傷病で認定が行われたかについて、障害傷病名コードを確認することができます。障害の程度の認定において、複数の傷病が原因で認定が行われた場合は、最大3種類の傷病まで表示することができます。

※ 照会結果画面では、コード値及びコード名称が表示されます。傷病名コード別の内容については、障害傷病名コード一覧表（別添5）を参照してください。

17 障害診断書コード

障害年金の受給権者が提出する医師の診断書の種類を表す診断書コードを確認することができます。

障害年金の受給権者については、障害年金の裁定請求時や受給後あらかじめ決められた時期に障害状態の確認を行うために医師の診断書を提出する必要があります（症状が固定している等の永久認定の場合を除く。）。

※ 照会結果画面では、コード値及びコード名称が表示されます。障害診断書コード別の内容については、障害診断書コード一覧表（別添6）を参照してください。

第2節 副本登録のルール

共済組合における年金関係情報は、年金事務機械処理標準システム（以下「標準システム」という。）（公立学校共済組合については HALS）という共済組合の既存システムにおいて、年金の決定や資格の取得・喪失等により日々更新が行われます。その標準システムから中間サーバーへ年金関係情報の副本を登録することにより、他の行政機関等から情報照会されたものに回答できるようにしています。

ただし、受給権者等の年金記録は、データ量が膨大であるため、標準システムから中間サーバーへの副本登録については、毎日更新が行われるわけではなく、月次で、毎月15日に支給される年金について、その月の月末までに副本登録を行うこととしています。

第1 年金給付情報（地共済関連）

年金給付情報は、年金支払情報等のすべての情報を毎月1回まとめて更新します。提供可能となる過年分の年数は、5年となります。

なお、公立学校共済組合の場合、提供可能となる過年分の年数は、年金支払情報が2年、年金支払情報以外は5年となります。

更新周期については、当月までの年金支払情報については、当月末までに更新します。

一方、年金支払情報以外の情報は、登録月が偶数月の場合は、支給開始年月日が前月末までの情報を登録し、登録月が奇数月の場合は、支給開始年月日が前々月末までの情報を登録します。ただし、当月中旬までの処理分を当月末までに登録します。

なお、公立学校共済組合の場合、更新周期は、前月までの年金支払情報等のすべての情報を当月末までに登録します。

具体的なスケジュールは次のとおりです。

【基本額情報（新規裁定時）】

＜地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会の場合＞

登録月が偶数月の場合は、支給開始年月日が前月末までの情報を登録します。

登録月が奇数月の場合は、支給開始年月日が前々月末までの情報を登録します。

ただし、当月中旬までの処理分を当月末までに登録します。

（例：6月の場合、5月までの情報を登録、7月の場合、5月までの情報を登録します。）

＜公立学校共済組合の場合＞

前月分までの情報を当月末までに登録します。

（例：9月分までの情報を10月末までに登録します。）

【基本額情報（額改定時（随時））】

＜地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村

職員共済組合連合会の場合>

登録月が偶数月の場合は、支給開始年月日が前月末までの情報を登録します。

登録月が奇数月の場合は、支給開始年月日が前々月末までの情報を登録します。

ただし、当月中旬までの処理分を当月末までに登録します。

(例：6月の場合、5月までの情報を登録、7月の場合、5月までの情報を登録します。)

<公立学校共済組合の場合>

前月分までの情報を当月末までに登録します。

(例：9月分までの情報を10月末までに登録します。)

【基本額情報（額改定時（年次（4月）））】

4月に改定が行われると、6月末までに副本登録します。

(例：4月1日改定分を6月末までに登録します。)

【支払額情報（新規裁定時）】

<地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会の場合>

毎月15日支払い分を当月末までに登録します。

(例：10月15日支払分を10月末までに登録します。)

<公立学校共済組合の場合>

偶数月の15日支払分及び当月上旬までの臨時支払分を当月末までに登録します。

(例：10月15日支払分を10月末までに登録します。)

【支払額情報（額改定時（随時））】

<地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会の場合>

毎月15日支払い分を当月末までに登録します。

(例：10月15日支払分を10月末までに登録します。)

<公立学校共済組合の場合>

偶数月の15日支払分及び当月上旬までの臨時支払分を当月末までに登録します。

(例：10月15日支払分を10月末までに登録します。)

【支払額情報（額改定時（年次（4月）））】

6月支払分を6月末までに副本登録します。

(例：6月15日支払分を6月末までに登録します。)

第3節 各照会条件における情報提供の方法等

第1 年金給付情報（地共済関連）の照会

年金給付情報は、受給権の発生・失権、年金額の改定及び年金の支払い等によって生成され、月次で登録されます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

ここでは、以下の年金受給状況の例を基に、それぞれの照会条件において、情報照会を行ったときに提供する情報について説明します。

【年金受給者の例】

(1) 年金の種類（年金コード）：1170：退職共済年金

受給権発生年月日：2014/4/5 受給権失権年月日：2018/1/15

年金支給開始年月日：a. 2014/5/1 b. 2015/10/1 c. 2016/4/1 d. 2017/4/1

(2) 年金の種類（年金コード）：1130：新法老齢厚生年金

受給権発生年月日：2016/3/31 受給権失権年月日：2018/1/15

年金支給開始年月日：e. 2016/4/1 f. 2017/4/1



1 デフォルト（既定）の照会

デフォルト（既定）で照会した場合、照会した日付（例：2018/4/1）に対して下表のとおり抽出が行われます。

情報	抽出条件
年金給付基本情報	受給権発生年月日 ≤ 照会日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 照会日 のデータを抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、年金支給開始年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。

年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、年金支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近 1 件抽出します。
--------	--

例の場合は、①デフォルト（2018/4/1 時点）で照会することとなり、その時点において年金の受給権を失権しているため、抽出が行われません。

年金給付情報の抽出結果例（デフォルト）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報	該当なし
年金基本額情報	該当なし
年金支払情報	該当なし

2 時点指定の照会

時点指定で照会を行う場合は、指定の日付に対して下表の条件で抽出を行います。

情報	抽出条件
年金給付基本情報	受給権発生年月日 ≤ 指定日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 指定日 のデータを抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、年金支給開始年月日 ≤ 指定日 のデータを直近 1 件抽出します。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、年金支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近 1 件抽出します。

例の②2017 年 7 月 1 日時点の条件で照会を行った場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金給付情報の抽出結果例（時点指定）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 （新法老齢厚生年金）	年金の種類（年金コード）：1130：老齢厚生年金 受給権発生年月日：2016-03-31 受給権失権年月日：2018-01-15
年金基本額情報	年金支給開始年月日：f. 2017-04-01 基本年金額情報：f. 年金額
年金支払情報	年金支払年月日：2017-06-15
年金給付基本情報 （退職共済年金）	年金の種類（年金コード）：1170：退職共済年金 受給権発生年月日：2014-04-05 受給権失権年月日：2018-01-15

年金基本額情報	年金支給開始年月日：d. 2017-04-01 基本年金額情報：d. 年金額
年金支払情報	年金支払年月日：2017-06-15

3 範囲指定の照会

指定した期間（日範囲指定）で照会を行う場合は、指定した期間に対して下表の条件で抽出を行います。

年金給付情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
年金給付基本情報	受給権発生年月日 ≤ 範囲終了年月日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 範囲開始年月日 のデータを全て抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、範囲開始年月日 ≤ 年金支給開始年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※年金支給開始年月日が、受給権発生年月日から範囲開始年月日の期間に含まれる場合、当該年金支給開始年月日にて管理される年金基本額情報は抽出されません。当該年金基本額情報を照会する場合は、年金支給開始年月日を含めるように照会条件の範囲を拡大、または時点指定を行ってください。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、範囲開始年月日 ≤ 年金支払年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※年金支払年月日は、受給権失権年月日より後の日付が設定されることがあるため、受給権に対するすべての年金支払情報を取得する際は、取得対象の年金支払年月日を含む照会条件を指定してください。

例の③2014年2月1日～2018年4月1日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金給付情報の抽出結果例（範囲指定③）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 （新法老齢厚生年金）	年金の種類（年金コード）：1130：老齢厚生年金 受給権発生年月日：2016-03-31 受給権失権年月日：2018-01-15
年金基本額情報	年金支給開始年月日：f. 2017-04-01～e. 2016-04-01 基本年金額情報：f. 年金額～e. 年金額
年金支払情報	年金支払年月日：2017. 12. 15～2016. 6. 15

年金給付基本情報 (退職共済年金)	年金の種類 (年金コード) : 1170 : 退職共済年金 受給権発生年月日 : 2014-04-05 受給権失権年月日 : 2018-01-15
年金基本額情報	年金支給開始年月日 : d. 2017-04-01~a. 2014-05-01 基本年金額情報 : d. 年金額~a. 年金額 (※)
年金支払情報	年金支払年月日 : 2017. 12. 15~2014. 6. 15

例の④2017年7月1日~2018年4月1日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金給付情報の抽出結果例 (範囲指定④)

情報	抽出結果 (例)
年金給付基本情報 (新法老齢厚生年金)	年金の種類 (年金コード) : 1130 : 老齢厚生年金 受給権発生年月日 : 2016-03-31 受給権失権年月日 : 2018-01-15
年金基本額情報	年金支給開始年月日 : 該当なし (※) 基本年金額情報 : 該当なし (※)
年金支払情報	年金支払年月日 : 2017. 12. 15~2017. 8. 15
年金給付基本情報 (退職共済年金)	年金の種類 (年金コード) : 1170 : 退職共済年金 受給権発生年月日 : 2014-04-05 受給権失権年月日 : 2018-01-15
年金基本額情報	年金支給開始年月日 : 該当なし (※) 基本年金額情報 : 該当なし (※)
年金支払情報	年金支払年月日 : 2017. 12. 15~2017. 8. 15